



平成 25 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社船井総合研究所
代 表 者 名 代表取締役社長 高嶋 栄
(コード番号 9757 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役執行役員
スタッフ統括副本部長 奥村 隆久
(TEL. 06-6232-0130)

会社分割による持株会社体制への移行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 29 日開催の当社取締役会において、平成 26 年 7 月 1 日（予定）に持株会社体制へ移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、持株会社体制への移行は、平成 26 年 3 月下旬に開催予定の当社定時株主総会での承認が得られることを条件に実施いたします。

記

1. 持株会社体制へ移行する目的

近年、当社グループを取り巻く経済環境は、経済政策及び金融政策の効果や、円安等による輸出環境の改善などを背景に景気の持ち直しが期待される一方、海外特に新興国の景気の鈍化による国内景気の下振れリスクがある状況にあります。そのような背景の中で企業は新たな事業モデルの創出や事業の拡大、既存事業の改善等多くの課題が発生してくるものと認識しております。

当社では、クライアント企業に総合的且つ高品質な経営コンサルティングサービスを提供することで広く社会に貢献することを基本理念としております。当社は、クライアントからの多種・多様なニーズに対し親身に応えるとともに高品質の経営コンサルティングサービスを提供していくため、新規事業の設立や M&A などによる機動的かつ戦略的な事業領域の拡充が必要であります。グループ全体のガバナンスを維持しつつ、業容を拡大し、当社グループの成長を加速させるためには持株会社体制への移行が最適であると判断し、移行を決定いたしました。

2. 今後のスケジュール

平成 25 年 7 月 29 日	分割方針決定取締役会
平成 26 年 2 月下旬（予定）	分割計画承認取締役会
平成 26 年 3 月下旬（予定）	分割計画承認株主総会
平成 26 年 7 月 1 日（予定）	持株会社体制へ移行

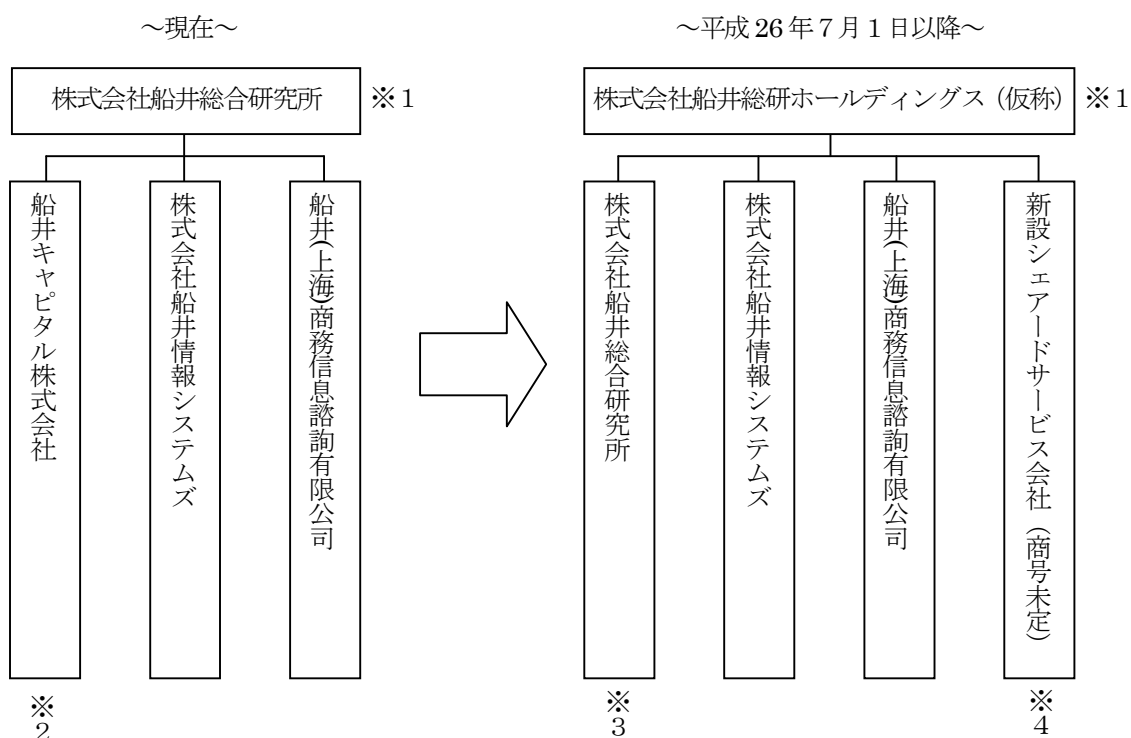
3. 持株会社体制への移行方法

当社は上場を維持した状態で会社分割により持株会社体制へ移行いたします。

平成 26 年 7 月 1 日に当社を分割会社として子会社として事業会社の「株式会社船井総合研究所」と「新設シェアードサービス会社（商号未定）」を新規設立し事業承継を行い、当社は同日付にて商号を「株式会社船井総研ホールディングス（仮称）」に変更する予定であります。

また、持株会社体制後の経営及び事業運営体制につきましては、今後検討を重ね、当社取締役会にて決議次第、適時開示してまいります。

4. 持株会社体制への移行イメージ



- ※1 当社。平成26年7月1日に「株式会社船井総合研究所」から「株式会社船井総研ホールディングス (仮称)」に商号変更予定。持株会社として主にグループ戦略の立案及びグループ経営管理を担う。
- ※2 平成25年中に清算終了予定。詳細は平成25年6月18日に公表した「特定子会社の解散及び業績予想の上方修正に関するお知らせ」をご覧ください。
- ※3 平成26年7月1日に「株式会社船井総合研究所」から会社分割により新規設立予定。従来のコンサルティングサービスを提供する事業会社。
- ※4 平成26年7月1日に「株式会社船井総合研究所」から会社分割により新規設立予定。現在の「株式会社船井総合研究所」の営業サポート部門を中心に分離独立させ、各社の連携・成長をサポートする事業会社。グループ各社がコア事業に専念できる環境を整備する。

5. 今後の見通し

当期の業績に与える影響といたしましては、会社分割にかかる諸費用が発生いたしますが、影響は軽微であると認識しております。

また、その他、持株会社体制移行に伴う詳細な状況につきましては、決定しだい改めてお知らせいたします。

本件に対するお問合せ先
株式会社船井総合研究所 持株会社化準備室
TEL 06-6232-0130

以上